

委員意見と答申案における取扱いについて

1 改定案に対する意見と答申案における取扱い

整理番号	意見の概要	答申案における取扱い
1	廃棄物等の予測の内容及び手法については、発電所アセス省令において、発生量に加え最終処分量、再生利用量、中間処理量等の把握を通じた調査・予測を行うこととされている。技術指針に盛り込む必要はないか。 【香田委員】	廃棄物等の予測の内容及び手法に、発生量に加えて最終処分量、再生利用量、中間処理量等の把握を通じた調査・予測を行うことを追記する。

2 その他の意見・質問と回答

整理番号	意見・質問の概要	第3回審査会における事務局からの回答
1	反射光の評価において、影響範囲はどのように提示されるのか。【上村委員】	参考資料3（第3回資料）に示しているようなやり方やコンター図で示すことなども考えられる。
2	狭い範囲に設置が可能な太陽光発電において、環境影響評価の対象となる規模が10ヘクタール以上というのは適当なのか。【保坂委員】	市環境影響評価条例の他の事業においても、面的な整備を行うものは大体10ヘクタール以上で設定しており、他都市の事例を見ても、10ヘクタールはかなり小さい方になる。 対象規模に満たない小規模な事業については、環境省のガイドラインを事業者に提示するなどして環境への配慮を求めている。
3	太陽光パネルはリユース・リサイクルできるのか。【清水委員】	環境省のガイドラインでは、利用が終了した太陽光発電設備は、まずはリユースを検討し、リユースできないものはリサイクルすることとされている。そのようにしてもリサイクルできない場合には、管理型の最終処分場で埋立処分することになる。
4	事業者が倒産した場合に、太陽光パネル等が放置されてしまう事案も想定できるが、何か対応等はできるのか。【清水委員】	太陽光パネル等が処分されずに放置されることがないように、法改正がされ、現在、国において、事業の終了10年前から廃棄費用の積み立てをする制度の整備が進められている。
5	既存の事業所の工場の屋根に太陽光パネルを設置する場合にも、環境影響評価の対象になるのか。その場合、既にある駐車場など、パネルの設置に当たり必要になる部分は施行区域に入るのか。【和崎委員】	対象となる。また、事業の実施に必要な部分は施行区域に入る。
6	高圧電線の送電線まわりの電界や磁界については、環境影響評価の対象としなくてよいのか。【西村委員】	電磁波や電磁界による環境影響の有無については、国においても明確な答えが出ていない状況である。